

令和 7・8 年度入札参加資格審査 申請の手引き（県外建設業者用） ～ 郵送での申請をされる方へ ～

提出書類チェックリスト 提出前に再度ご確認ください。

申請書類 ☐ 様式 1 申請書 ☐ 様式 2 地方基準点数一覧表 ☐ 様式 3 和歌山県内営業所情報一覧表 ☐ 様式 4 契約先営業所情報一覧表 ☐ 様式 5 資本・人的関係のある関連業者届出調書 ☐ 添付書類 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書 ☐ 受付票 ※様式 3、添付書類（和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書）については、該当する場合のみ	写 し ☐ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書 ☐ 総合評定値通知書 ☐ 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※令和 6 年 1 0 月 1 日以降の証明日のもの →下記いずれか ・その 3 … 要 税目指定 ・その 3 の 2 … 個人用 ・その 3 の 3 … 法人用 ～以下、該当する場合のみ～ ☐ ISO 9000 ☐ ISO 14000 シリーズの認証を証する書面 ☐ 工場従業員 21 名分の常勤性確認書類 →下記いずれか ・社保標準報酬通知 ・健保被保険者証 ・住民税特徴通知 ☐ 営業所一覧 ※契約先営業所及び県内営業所が申請内容に含まれる場合 ☐ 委任状（押印不要） ※契約等を営業所に委任する場合 ※代理申請を行う場合
その他 ☐ 返信用封筒（切手貼付）	
写 真 ☐ 県内営業所 ※該当する場合 →☐ 外観…看板、建設業許可標識が確認できる →☐ 内部…机、椅子及び帳簿が確認できる ☐ 工場の写真 ※該当する場合。パンフ等資料で代用可 →☐ 外観…看板が確認できる →☐ 内部…製造現場が確認できる	

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課
(建設業班 TEL:073-441-3070)

《 目 次 》

1 入札参加資格審査	2
2 入札参加に必要な資格	2
3 受付期間及び申請方法	3
4 入札参加資格審査における審査基準日.....	3
5 対象となる経営事項審査総合評定値通知書.....	4
6 認定期間	4
7 問い合わせ先	4
8 申請に必要な書類（申請書等、添付書類）	4
9 総合点数の算定方法	5
10 入札参加資格審査申請書の記入要領（県外建設）	6
【様式 第1号】令和7・8年度（定期受付） 入札参加資格審査申請書.....	7
【様式 第2号】地方基準点数一覧表	8
【様式 第3号】和歌山県内営業所情報一覧表	9
【様式 第4号】契約先営業所情報一覧表	10
【様式 第5号】資本・人的関係のある関連業者届出調書	10
【添付書類】和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書について.....	17
【受付票】	17
11 添付書類についての注意点	17
12 申請後について	19

1 入札参加資格審査

和歌山県が発注する建設工事の入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査の申請を行い、資格の認定を受ける必要があります。

申請書の記入方法については、この手引きの「10 入札参加資格審査申請書の記入要領」に従って記入してください。

また、申請に際しては、申請書の他に添付していただく書類もありますので、同じくこの手引きの「8 申請に必要な書類（提出書類、添付書類）」に従ってください。

最後に、表紙のチェックリストで、書類漏れがないか再度ご確認ください。

2 入札参加に必要な資格

審査を受けるためには、次に掲げる（１）から（17）のいずれにも該当しない者であることが要件となります。

- （１）申請する業種について、和歌山県と契約する営業所で建設業法の許可を受けていない者
- （２）申請時点で有効な経営事項審査を受審していない者
- （３）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）及び破産者で復権を得ない者
- （４）次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 上記アからカまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （５）消費税及び地方消費税、並びに和歌山県内に営業所のある者にあつては和歌山県税に未納がある者（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
- （６）申請者、申請者の役員等、法施行令第３条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）において、暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者との関わりが認められる者
 - なお、役員等とは法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいう。
- （７）審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の受審業種において、平均完成工事高が**２５０万円以下**の者
- （８）雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入である者（法令の規定により適用除外とされる者を除く）
- （９）経営状況が著しく不健全であると認められる者
- （10）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていない者
- （11）入札参加資格審査申請書又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- (12) 主たる営業所又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合その営業所が次のアからコに定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している。
 - イ 建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備して保存している。
 - ウ 不適切な転送を行っていない電話を有している。
 - エ 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
 - オ 机、椅子を設置している。
 - カ トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。
 - キ 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
 - ク 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
 - ケ 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。
 - コ 営業所が独立性を有していること。
- （注）オからクについては各々の要件を満たしていない場合に、真にやむを得ない理由があると技術調査課長が認めた場合は、要件を満たした営業所とみなすことができる。
- (13) 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定し、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (14) 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- (15) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- (16) 前2号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者
- (17) （6）又は（11）に該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

3 受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

定期受付：令和7年1月7日（火）から令和7年1月28日（火）までの間

追加受付：令和8年1月16日（金）から令和8年1月29日（木）までの間

(2) 方法

下記の送付先に申請書類等と返信用封筒（返信先住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送してください。（受付期間の末日までの消印のあるものが有効）

※返信用封筒に入れるのは、受付票及び書類に不備があるときの連絡票のみです。それだけの場合は、長型3号封筒及び110円切手が必要です。それ以外に申請者独自の書類の返送を希望される場合は、それに必要となる切手等を貼付してください。

送付先：〒640-8585 ※ 住所記入不要

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班 あて

4 入札参加資格審査における審査基準日

定期受付：令和7年1月1日

追加受付：令和8年1月1日

5 対象となる経営事項審査総合評定値通知書

申請時点で有効なもの〔申請日から1年7か月以内の審査基準日のものであれば受け付けますが、原則的に入札参加資格審査における審査基準日までに総合評定値が出ているもの（審査基準日が複数ある場合は、直近のもの）〕を使用します。

また、申請時点で有効期限が申請日から令和7年5月31日（追加受付の場合は令和8年5月31日）までの場合や、まだ総合評定値が出ていない場合は、かわりに経営規模等評価申請書の控え全部の写しを提出し、後日総合評定値が送付された後、速やかに提出してください。

また、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況については、当該総合評定値通知書の写しにて確認を行います（11 添付書類についての注意点の②⑨をご確認ください。）。

6 認定期間

定期受付：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

追加受付：令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

7 問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班

TEL 073-441-3070

8 申請に必要な書類（申請書等、添付書類）

（1）申請書等・添付書類

ア 申請書等

- ① 令和7・8年度（定期受付）入札参加資格審査申請書（県外建設業者）（様式第1号）
- ② 地方基準点数一覧表（様式 第2号）
- ③ 契約先営業所情報一覧表（様式 第4号）
- ④ 資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式 第5号）
- ⑤ 受付票

＜以下は該当する場合のみ提出してください＞

- ⑥ 和歌山県内営業所情報一覧表（様式 第3号）
- ⑦ 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書について（添付書類）

※行政書士に書類の作成を委任している場合でも、申請者本人が内容を確認してください。

イ 添付書類

- ① 建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- ② 総合評定値通知書の写し
- ③ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（その3、その3の2又はその3の3のいずれか）

＜以下は該当する場合のみ添付してください＞

- ④ ISO9000 シリーズの認証取得を証明する書面の写し
- ⑤ ISO14000 シリーズの認証取得を証明する書面の写し
（④及び⑤は、建設業と関係のない業種で取得している場合は、加点対象となりません。）
- ⑥ 和歌山県内に工場を設置している場合は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内などパンフレットでも代用可能）、並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の以下（a～c）の書類のいずれかの写し
 - a 日本年金機構が発行する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

※基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施してください。

b 有効な健康保険被保険者証（ただし所属先がわかるもの）

※保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施してください。

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

⑦ 和歌山県内に建設業法上の従たる営業所を有する場合は、外観の写真（看板、建設業許可標識などが確認できるもの）及び営業所内部（机、椅子、帳簿など）の写真

⑧ 主たる営業所以外を契約する営業所とする場合又は和歌山県内に営業所を有する場合は、直近の営業所一覧〔建設業許可申請書の様式第1号の別紙二（1）又は（2）〕又は変更届出書の写し（建設業法上の営業所の所在地等を記載しているもの）

⑨ ②総合評定値通知書の写しにおける雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて、添付してください。

雇用保険にあつては、「領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれか写しを、健康保険及び厚生年金保険にあつては、「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて、添付すること。

※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等については、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施してください。

⑩ 委任状（契約等を支店長などに委任する場合）〔任意の様式で作成してください。〕

※委任期間について、定期受付の場合は原則令和7年6月1日から令和9年5月31日まで。追加受付の場合は原則令和8年6月1日から令和9年5月31日まで。

提出先は、本手引きの「3 受付期間及び申請方法」をご参照ください。

⑪ 委任状（代理申請の場合）〔任意の様式で作成してください。〕

（2）提出部数

申請書等 1部、添付書類 1部

（ファイルに綴じる必要はありません。）

（3）申請書等の入手方法

ホームページからダウンロード

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusatusinsei/outside/index.html>

9 総合点数の算定方法

県外建設業者には、以下の（1）の客観点数に（2）～（7）の算定方法により算定した地方基準点数を加えた総合点数を付与します。

$\text{総合点数} = \text{客観点数(1)} + \text{地方基準点数}[(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)]$

（1）経営事項審査の総合評定値の点数

（2）和歌山県から受注した建設工事に係る工事成績

次の算式により業種ごとに算定した点数を配点します。なお、共同企業体（JV）に係る工事成績評定点については、全構成員に対して算入します。

ア 算式

別表に掲げる工事成績評定点の平均点に応じた配点とします。

イ 工事成績評定点

定期受付の審査基準日の前日までの2年間に竣工検査を受けた和歌山県発注工事の工事成績評定点。ただし、当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事を除きます。

ウ 平均点

工事成績評定点（工事が複数ある場合はそれらの和の合計点）をその工事件数で除した点数とします（ただし、小数点以下第2位を四捨五入する）。

【別表】

平均点	54.5 点未満	54.5 点以上 55.5 点未満	55.5 点以上 56.5 点未満	56.5 点以上 57.5 点未満	57.5 点以上 58.5 点未満	58.5 点以上 59.5 点未満	59.5 点以上 60.5 点未満	60.5 点以上 61.5 点未満	61.5 点以上 62.5 点未満	62.5 点以上 63.5 点未満	63.5 点以上 64.5 点未満	64.5 点以上 65.5 点以下
配点	－60	－50	－45	－40	－35	－30	－25	－20	－15	－10	－5	0

平均点	65.5 点超 66.5 点以下	66.5 点超 67.5 点以下	67.5 点超 68.5 点以下	68.5 点超 69.5 点以下	69.5 点超 70.5 点以下	70.5 点超 71.5 点以下	71.5 点超 72.5 点以下	72.5 点超 73.5 点以下	73.5 点超 74.5 点以下	74.5 点超 75.5 以下	75.5 点超 76.5 点以下	76.5 点超 77.5 点以下
配点	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80	86	92

平均点	77.5 点超 78.5 点以下	78.5 点超 79.5 点以下	79.5 点超 80.5 点以下	80.5 点超 81.5 点以下	81.5 点超 82.5 点以下	82.5 点超 83.5 点以下	83.5 点超 84.5 点以下	84.5 点超
配点	98	104	110	116	122	128	134	140

（3）和歌山県から受注した建設工事に係る高得点工事成績

定期受付の審査基準日の前日までの2年間に竣工検査を受けた和歌山県発注工事の工事成績評定点（ただし、当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事を除く。）が75点以上あった場合、当該工事に係る業種について、2件を上限として1件につき30点を加点します。

（4）ISO9000 シリーズの認証取得

審査基準日時点で ISO9000 シリーズの認証を取得している場合、30点を加点します。

（5）ISO14000 シリーズの認証取得

審査基準日時点で ISO14000 シリーズの認証を取得している場合、30点を加点します。

（6）和歌山県内における建設業許可を受けた営業所の有無

審査基準日時点で、法第3条第1項で規定された営業所を和歌山県内に有している場合は、80点を加点します。

（7）和歌山県内での工場設置の有無

審査基準日時点で、次のア及びイの要件を満たした工場を和歌山県内に設置している場合は、80点を加点します。

ア 工場に勤務する常勤で雇用された正社員が21名以上であること。

イ 当該入札参加資格申請業者が有する建設業法で許可された業種に係る物品の製造や加工を機械などを使用して継続的に行う施設であること。

10 入札参加資格審査申請書の記入要領（県外建設）

（1）申請書は、必ず県の指定の様式（A4版、コピー可）を使用してください。

（2）記入は、黒のボールペンで記入してください（ワープロによる作成も可）。誤って記入した場合は、修正液等で修正してください。

（3）記入については、下表の各項目についての説明をお読みください。様式の記入例は、ホームペ

ージに掲載していますので、参考にしてください。

【様式 第 1 号】令和 7・8 年度（定期受付） 入札参加資格審査申請書

1 受付番号	※ 記入不要です（行政庁記入欄）。
2 許可番号 審査基準日時点での 許可年月日 過去の許可番号での 契約経験	建設業法の許可番号を記入してください。大臣・知事コードについては、大臣許可は「00」を、知事許可は、主たる営業所の所在地の都道府県コードを記入してください。 許可年月日については審査基準日時点のものを記入してください。 過去の許可番号での契約経験については、 <u>平成12年4月1日以降</u> 、現在の許可番号と異なる許可番号で本県と工事契約を締結したことがある場合は□をチェックの上、当時の許可番号を記入してください。（該当ない場合は記入不要）
3 主たる営業所の郵便番号	主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。
4 主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地の都道府県名から最後まで全て記入してください。「丁目」及び「番地」の文字は「-」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。 【記入例：小松原通1-1】
5 商号又は名称	建設業許可申請書に記載しているとおり記入してください。株式会社は□株□、有限会社は□有□と記入してください。 また、上段には、商号又は名称をカタカナで記入してください。 ギ□ または □バ□ のような濁音及び半濁音について、1文字として記入してください。 【記入例：カンサイワカヤマドボク】
6 代表者の役職名	<u>個人業者の場合</u> は、記入せず、 <u>空白</u> にしてください。 法人の場合は、代表者の役職名のみを記入してください。 【記入例：代表取締役、代表取締役社長】
7 代表者氏名	代表者の氏名を記入してください。姓と名との間は1文字分あけてください。 【記入例：東京 太郎】
8 主たる営業所の電話番号	総合評定値通知書に記載されている主たる営業所の電話番号を記入してください。市外局番、市内局番及び番号との間は「-」（ハイフン）で区切って記入してください。 【記入例：073-441-3070】
9 法人番号	法人番号を記入してください。
10 新規・継続区分	令和5・6年度（定期受付）及び令和6年度（追加受付）において、和歌山県の入札参加資格が認定されていない場合（新規）は「1」、認定されている場合（継続）は「2」を記入してください。

11 資格審査申請業種	入札参加を希望する業種に「1」を記入してください。 ただし、希望できる業種は、以下（①～③）の<u>すべて</u>を満たしている業種のみです。 ①契約しようとする<u>営業所で、建設業許可を受けている業種</u>であること。 ②入札参加資格審査の申請時点で<u>有効な経営事項審査</u>を受審している業種であること。 ③審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の受審業種において、平均完成工事高が<u>250万円以下でない</u>こと。
12 申請事務担当者名・TEL	申請事務の内容を把握している方（当該申請についての問い合わせに対応する方）の氏名及び連絡先を記入してください。
13 申請手続代行者名・TEL	行政書士が書類を作成したときは、記入してください（<u>押印必要</u>）。【記入例： 行政書士 和歌山 太郎】

【様式 第2号】 地方基準点数一覧表

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
1 許可番号	様式第1号の「2 許可番号」と同じです。
2 和歌山県発注工事の有無	和歌山県が発注した工事（当初の契約額が250万円未満の随意契約を除く。）のうち、令和5年1月1日から令和6年12月31日の間（※）に竣工検査を受けた工事があれば「1」を、なければ「0」を記入してください。 ※追加受付の場合も、同様に令和5年1月1日から令和6年12月31日の間
3 ISO9000 シリーズ取得の有無	ISO9000 シリーズの認証を取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。 なお、「1」の場合は、ISO9000 シリーズの認証取得を証明する書面（写し）を提出してください。
4 ISO14000 シリーズ取得の有無	ISO14000 シリーズの認証を取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。 なお、「1」の場合は、ISO14000 シリーズの認証取得を証明する書面（写し）を提出してください。
5 和歌山県内営業所の有無	建設業法に規定されている営業所が和歌山県内にない場合は「0」を、建設業法に規定する営業所が和歌山県内にある場合は「1」を記入してください。 なお、「1」の場合は、様式第3号を提出するとともに、外観の写真（看板、建設業許可標識などが確認できるもの）及び営業所内部（机、椅子、帳簿など）の写真の添付が必要です。 この写真を提出しない場合や営業所としての実態がない場合は、「有」と認められません。

6 和歌山県内での工場設置の有無	審査基準日時点で以下（①、②）の基準を満たした工場がない場合は「0」を、ある場合は「1」を記入してください。 【基準】 ①工場に勤務する常勤で雇用された正社員が21名以上である。 ②当該入札参加資格申請業者が有する建設業法で許可された業種に係る物品の製造や加工を機械などを使用して継続的に行う施設である。 【留意事項】 “有る”場合の「1」を記入したときは、外観（看板）及び製造現場の写真並びに社員のうち21名分の常勤性を確認する書類の提出が必要になります。なお、これらの提出がない場合は、「有」とは認められません。〔詳しい内容は、P18の「⑨和歌山県内に工場を設置している場合」を参照してください。〕
------------------	---

【様式 第3号】和歌山県内営業所情報一覧表

建設業法に規定する営業所が和歌山県内にある場合（様式第2号「5 県内営業所の有無」で「1」を選択した場合）のみ提出が必要です。

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
1 許可番号	様式第1号の「2 許可番号」と同じです。
2 県内営業所の名称	建設業法上の県内営業所の名称を記入してください。 営業所の名称に商号（又は名称）が含まれている場合は、商号（又は名称）を省略して記入してください。 【記入例：商号が「(株)AAAA 工業」で、建設業法上の営業所の名称が「(株)AAAA 工業 和歌山営業所」となっている場合は、入札参加資格審査申請書には「和歌山営業所」のみ記入】 また、上段には、県内営業所の名称をカタカナで記入してください。 ギ 又は ハ のような濁音及び半濁音について、1文字として記入してください。 【記入例：ワカヤマエイギョウショ】
3 県内営業所の郵便番号	県内営業所の郵便番号を記入してください。
4 県内営業所所在地	県内営業所の所在地の都道府県名から最後まで全て記入してください。「丁目」及び「番地」の文字は「ー」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。 また、ビル名、マンション名、その階数、部屋番号等について、該当ある場合は記入してください。 【記入例：小松原通1ー1南別館9階】
5 県内営業所代表者の役職名	県内営業所代表者の役職名を記入してください。
6 県内営業所の代表者氏名	県内営業所代表者の氏名を記入してください。姓と名との間は1文字分あけてください。 【記入例：和歌山 一郎】

7 県内営業所の電話番号	県内営業所の電話番号を記入してください。市外局番、市内局番及び番号との間は「-」（ハイフン）で区切ってください。 【記入例：073-441-3070】
8 県内営業所の許可業種	県内営業所において、建設業の許可を受けている業種の枠に、一般許可の場合は「1」を、特定許可の場合は「2」を記入してください。

【様式 第4号】契約先営業所情報一覧表

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
1 許可番号	様式第1号の「2 許可番号」と同じです。
2 契約しようとする営業所の状況	様式第1号に記入する主たる営業所で契約する場合は「1」を、様式第3号に記入する県内営業所で契約する場合は「2」を、それ以外の営業所で契約する場合は「3」を記入してください。
上記「2 契約しようとする営業所の状況」で「1」や「2」を選択した場合は、「3 契約しようとする営業所の名称」より下は記入する必要はありません。 「3」を選択した場合のみ、「3 契約しようとする営業所の名称」以下の項目を記入してください。記入方法は、様式第1号や様式第3号を参考にしてください。	

【様式 第5号】資本・人的関係のある関連業者届出調書

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第5号）の提出を求めます。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

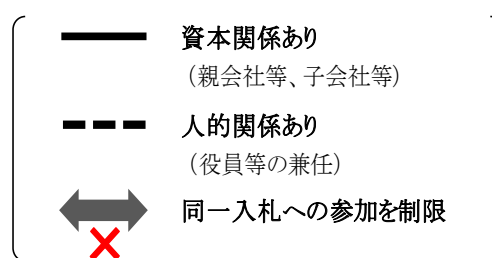
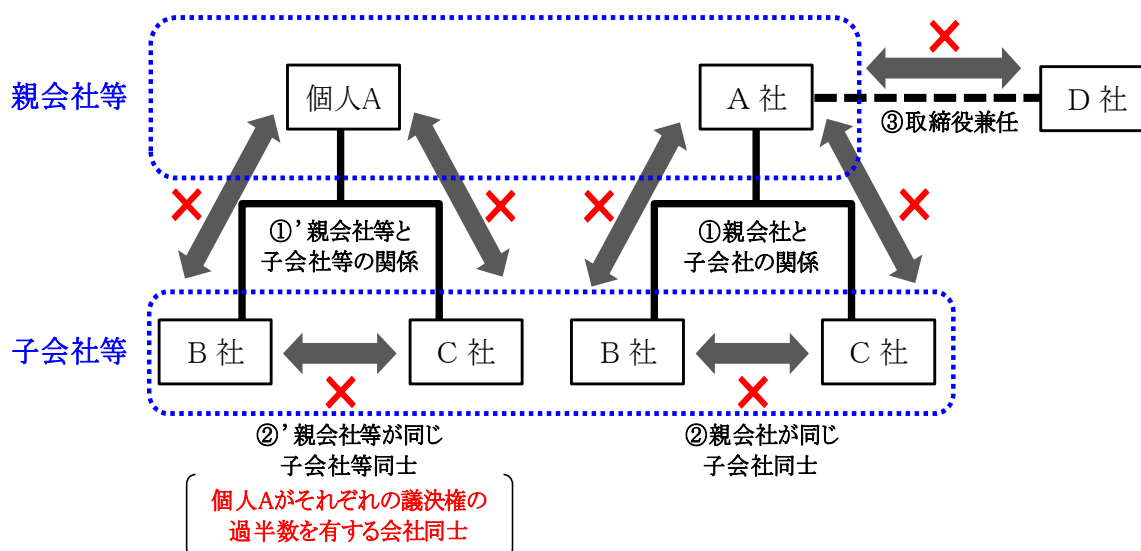
以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合は除く。
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人
- ② その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
なお、一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合を含むものとする。

< イメージ図 >



○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等
会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令※2で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

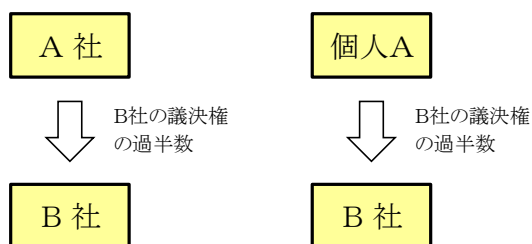
イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令※2で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

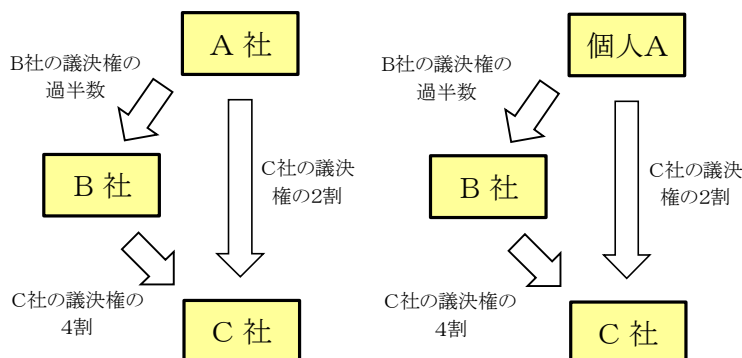
< ケース 1 >



A社（又は個人A）はB社の「親会社等」、B社はA社（又は個人A）の「子会社等」

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社
B社	A社 個人A	—

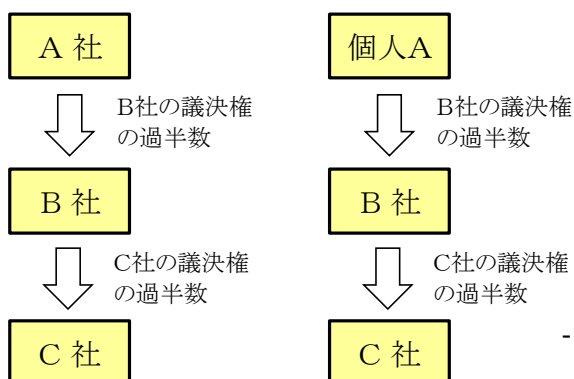
< ケース 2 >



B社はA社（又は個人A）の「子会社等」であり、親会社等であるA社（又は個人A）及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数（2割＋4割）を有することから、会社法第2条の規定により、A社（又は個人A）はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社（又は個人A）の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	—
C社	A社 個人A	—

< ケース 3 >



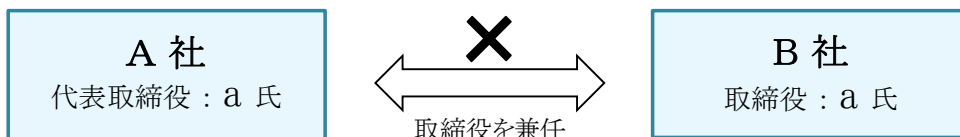
B社はA社（又は個人A）の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社（又は個人A）はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社（又は個人A）の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	C社
C社	A社、B社 個人A	—

○役員の定義

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4 組合の理事
 - 5 その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - 6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - 7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

< ケース 1 >



< ケース 2 >



< ケース 3 >



< ケース 4 >



< ケース 5 >



< ケース 6 >

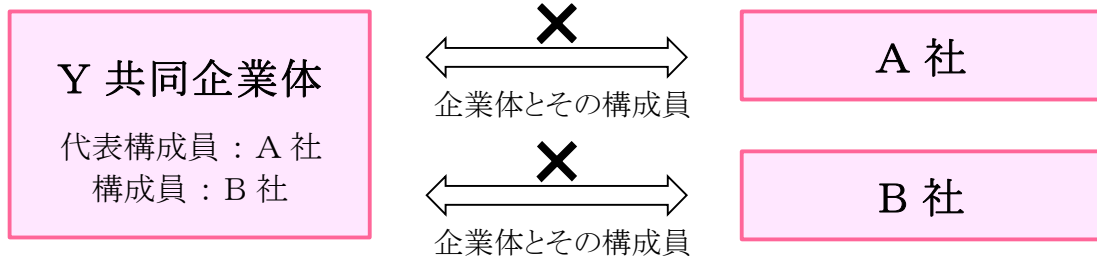


○共同企業体の取り扱い

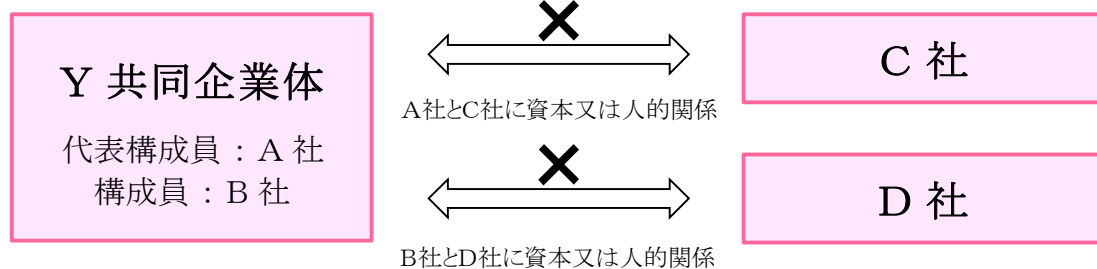
企業体の構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、以下の場合、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。

- ・ 資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合

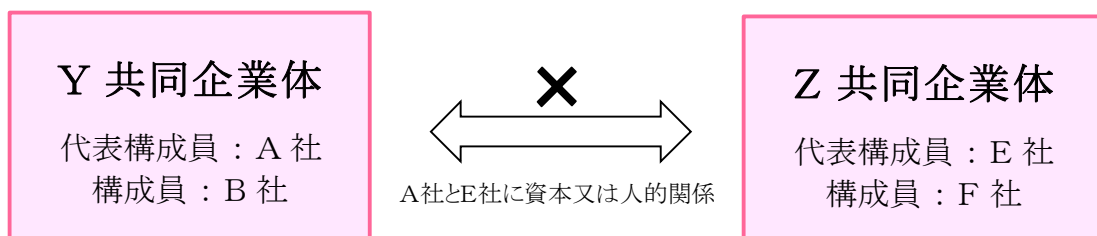
< ケース 1 >



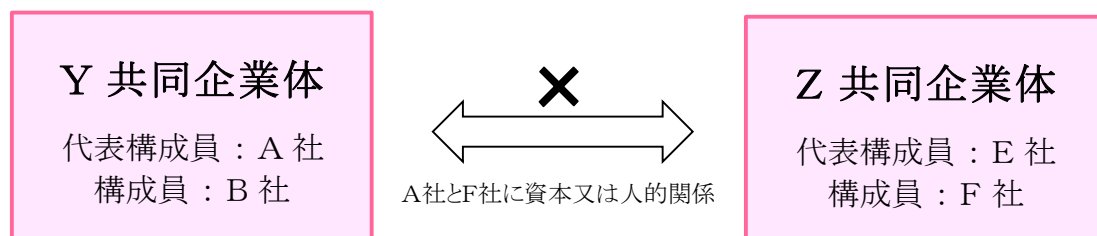
< ケース 2 >



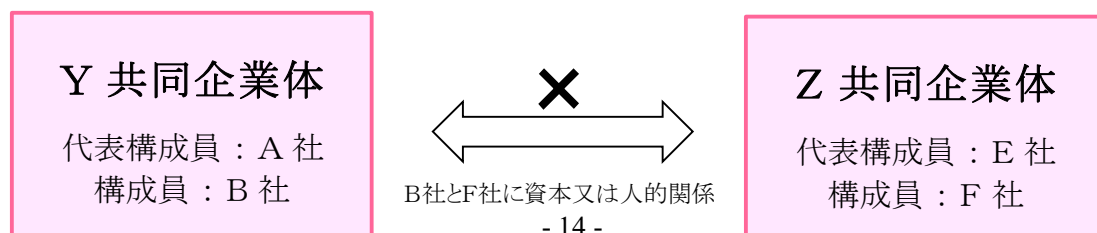
< ケース 3 >



< ケース 4 >



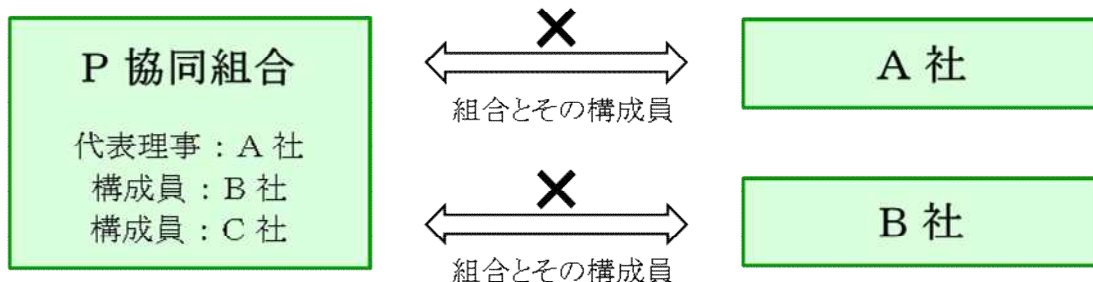
< ケース 5 >



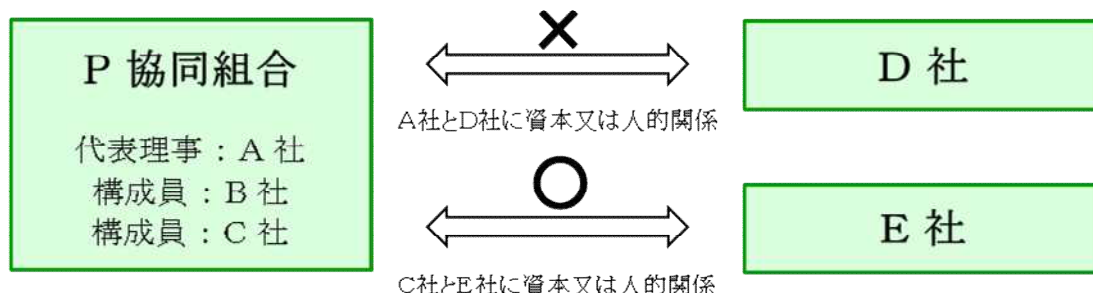
○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

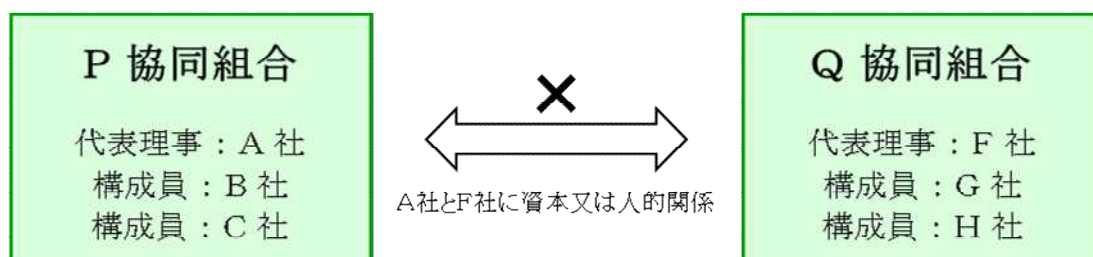
< ケース 1 >



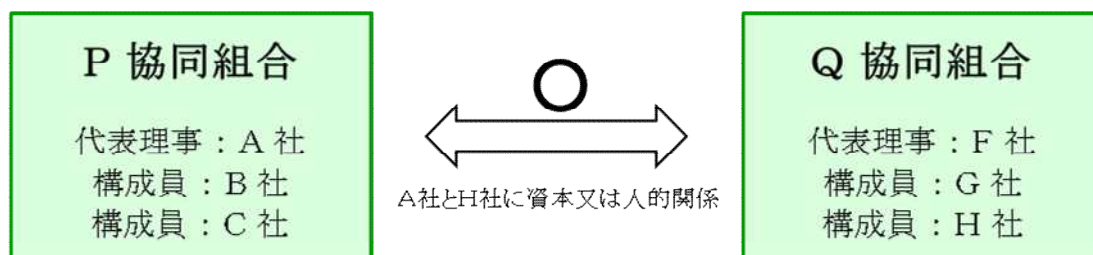
< ケース 2 >



< ケース 3 >

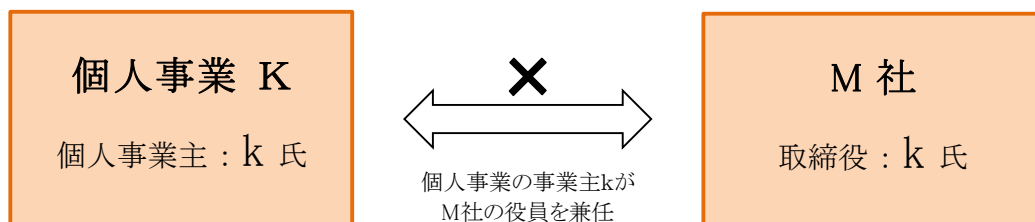


< ケース 4 >

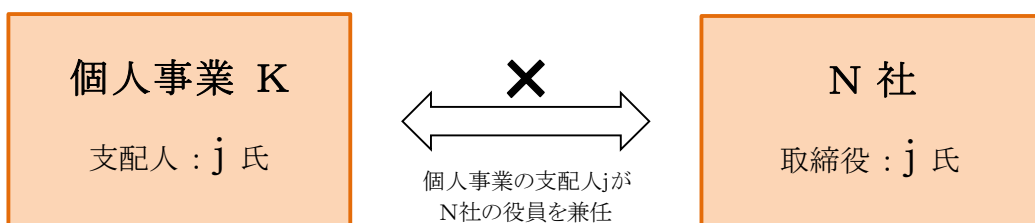


○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

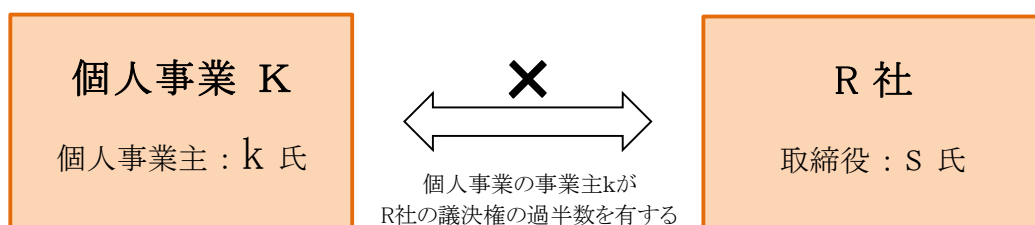
< ケース 1 >



< ケース 2 >



< ケース 3 > 親会社等、子会社等の関係



【添付書類】和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書について

個人事業主	「住民票記載の住所」を記入してください。 「住民票記載の住所」と「主たる営業所の住所」が異なる場合は、「主たる営業所の住所」も記入ください。
法人	「登記簿記載の本店所在地」を記入してください。
商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
代表者役職氏名	法人の場合は様式第1号の「6 代表者の役職名」及び「7 代表者氏名」、個人の場合は「7 代表者氏名」を記入してください。

※行政書士に書類の作成を委任している場合でも、申請者本人が内容を確認してください。

【受付票】

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
--------	------------------------

11 添付書類についての注意点

① 建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し	審査基準日時点で有効な全ての建設業許可の通知書又は建設業許可証明書の写し（原本は不要です）
② 総合評定値通知書の写し	申請時点で有効なもの {申請日から1年7か月以内の審査基準日のものであれば受け付けますが、原則的に入札参加資格審査における審査基準日までに総合評定値が出ているもの（審査基準日が複数ある場合は、直近のもの）} を使用します。 また、申請時点で有効期限が申請日から令和7年5月31日（追加受付の場合は令和8年5月31日）までの場合や、まだ総合評定値が出ていない場合は、かわりに経営規模等評価申請書の控え全部の写しを提出し、後日総合評定値が送付された後、速やかに提出してください。
③ 消費税及び地方消費税の納税証明書 →下記いずれかの写し ・その3 … 要 税目指定 ・その3の2 … 個人用 ・その3の3 … 法人用	証明日が <u>令和6年10月1日以降</u> のもの。 （追加受付の場合は <u>令和7年10月1日以降</u> ） ※他の様式（その1など）では受付できません。 電子納税証明書がスマートフォンからも取得できるようになりました。詳細は下記 HP をご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

以下（④～⑩）は、 該当者のみ 添付	
④ IS09000 シリーズの認証取得を証明する書面の写し	申請時点で有効なもの。また、有効期限が申請日から令和 7 年 5 月 3 1 日（追加受付の場合は令和 8 年 5 月 3 1 日）までの場合は、更新後速やかに提出してください。 建設業と関係のない業種等で取得している場合は、地方基準点数の加点の対象とはなりません。
⑤ ISO14000 シリーズの認証取得を証明する書面の写し	申請時点で有効なもの。また、有効期限が申請日から令和 7 年 5 月 3 1 日（追加受付の場合は令和 8 年 5 月 3 1 日）までの場合は、更新後速やかに提出してください。 建設業と関係のない業種等で取得している場合は、地方基準点数の加点の対象とはなりません。
⑥ 和歌山県内に工場を設置している場合 (Ⅰ)外観及び製造現場の写真 (Ⅱ)工場に勤務する常勤社員のうち 2 1 名分の常勤性を確認する書類	様式第 2 号の「6 和歌山県内での工場設置の有無」で「1」（あり）を記入した者が、対象になります。
(Ⅰ)外観及び製造現場の写真 看板の写った外観の写真と製造現場の写真です。なお、工場の案内などパンフレットでも代用可能とします。 (Ⅱ)工場に勤務する常勤社員のうち 2 1 名分の常勤性を確認する書類 以下（a～c）のいずれかの書類の写しを提出してください。なお、2 2 名以上勤務者がいる場合でも、2 1 名分のみの提出で構いません。 a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 （算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書） ※基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施してください。 b 健康保険被保険者証（ただし所属先がわかるもの）（有効であるもの） ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施してください。 c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）	
⑦ 和歌山県内に建設業法上の従たる営業所を有する場合は、外観及び営業所内部の写真 ※建設業法上の営業所に該当しない営業所については、提出不要です。	外観の写真とは「 <u>看板</u> 、建設業許可 <u>標識</u> 等が確認できるもの」で営業所内部の写真とは「 <u>机</u> 、 <u>椅子</u> 、 <u>帳簿</u> 等が確認できるもの」です。 なお、提出されない場合や営業所としての実態がない場合は入札参加資格が認められません。

⑧ 主たる営業所以外を契約する営業所とする場合又は和歌山県内に営業所を有する場合は、直近の営業所一覧	最新の建設業許可申請書の様式第1号の別表の写し（建設業法上の営業所の所在地等を記載しているもの） 契約しようとする営業所や県内営業所確認のために必要です。主たる営業所以外を契約先としない及び和歌山県内に建設業法上の営業所を有しない場合は、提出不要です。
⑨ 社会保険等加入事実を証明する書類 （総合評定値通知書の写しにおいて、社会保険等の加入状況が「未加入」であり、審査基準日までに「加入」した場合）	【雇用保険】 「領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれかの写し 【健康保険及び厚生年金保険】 「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写し ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施してください。
⑩ 委任状（代理人を置く場合）	契約等を支店長などに委任する場合必要です。様式は任意ですが委任者/受任者氏名、委任事項及び委任期間（※1）は必ず記入してください。 様式は任意です。 ※1 定期受付の場合は原則令和7年6月1日から令和9年5月31日まで。追加受付の場合は原則令和8年6月1日から令和9年5月31日まで。

12 申請後について

「受付票（申請者控）」は返信用封筒で送付します。「不足書類」の欄に何も記載がなく、受領した旨のチェックがあれば審査終了です。

不備がある場合には、「不足書類」の欄に、その内容を記載していますので、指定の期日までに、補正の書類を提出してください。期日までに補正の書類を提出されない場合は、資格の認定ができなくなりますので、ご注意ください。

「受付票（申請者控）」に記載している受付番号は、認定されるまでの間の識別番号となります。「受付票（申請者控）」を無くした場合は、問い合わせ等に回答できないこともあるので、無くさないように注意してください。

申請書を提出した後、主たる営業所等の商号・所在地・電話番号・代表者又は受任者等の変更があった場合は、変更届を提出してください。様式は和歌山県ホームページに掲載しています。また、必要な添付書類等についても和歌山県ホームページに掲載しています。